

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2015. 4.10発行〈通巻第454号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 泉南アスベスト国賠判決を受けて提訴
全国の被害の掘り起こしを! 2
 - 受動喫煙対策の努力義務、6月施行 6
 - 検証が必要な除染作業の特別加入 8
 - それぞれのアスベスト禍 その49 古川和子 10
 - 韓国からのニュース 12
 - 前線から 15
- 全国安全センター厚労省交渉を実施 東京
大阪から過労死防止を! 過労死防止大阪センター設立 大阪
上司からの暴行で視力低下 外国人実習生受入停止処分 滋賀

泉南アスベスト国賠判決を受けて提訴 全国の被害の掘り起こしを！

昨年10月、泉南アスベスト国家賠償訴訟で原告勝訴の最高裁判決が下され、国はアスベストの健康被害にあった方たちに謝罪を行い、今後同じ要件を満たす被害者には訴訟を起せば、和解による賠償金を支払うこととした。

泉南地域の被害者らが声を上げ、8年半にもわたって国を相手に闘ってきた結果、すでに働いた企業も存在せず、十分な補償を得られない人々へも、救済の道が開かれた。

和解の対象になる人は泉南に限らず、全国に存在する。こういった人の被害状況を掘り起こし、国の責任がいかに大きなものであったか、明らかにしていく必要がある。

そこで中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、要件をみたす事案について国家賠償裁判提訴を呼びかけていく。

その第1号として、3月20日、中皮腫で亡くなった菊池武雄さんの妻、良子さんが、大阪地裁に国賠裁判を提訴した。

50年前のばく露で

国の和解協議要件は以下の

通り。

- ①昭和33年（1958年）5月26日から昭和46年（1971年）4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはばく露する作業に従事したこと。
- ②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。
*「石綿による一定の被害」とは、石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚などをいいます。
- ③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

菊池武雄さんはこの要件に合致している。

菊池さんは大阪府警の警察官で長年白バイ隊に勤務された方だ。本誌2014年2



3月19日の菊池記者会見で 左から大山弁護士、吉田弁護士、菊池良子さん、古川会長

「夫の無念晴らす」

泉南石綿判決受け 菊池さん国賠請求



菊池武雄さん
(遺族提供)

大阪・泉南石綿(アスベスト)被害国家賠償訴訟の最高裁判決

で、石綿工場内の規制を怠ったと国の責任が認定された時期に石綿紡織工場で働き、13年5月に中皮腫で死亡した菊池武雄さん(当時69歳)の妻良子

さん(66)が20日、国家賠償請求訴訟を大阪地裁に起こした。良子さんは「ずっと健康だったので『悔しい』と何度も口にしてきた」と、夫の無念を語っている。

弁護団は、最高裁判決に基づき、国が示した和解で賠償金を払う条件「1958〜71年までに石綿工場で作業者」に合致していると主

張。請求額も最高裁が示した基準に従い1430万円とした。菊池さんは北海道北見市出身。1962年に東大阪市稲田上町の石綿紡織工場「五稜石綿稲田工場」に就職し、1年3カ月間、石綿布の製造に携わった。警察の白バイ隊が夢だった。63年に府警に入り、交通機動隊中隊長も務めて夢をかなえ、警部として04年に定年退職

した。良子さんは、退職後、ある告白をされた。報道番組を見ながら菊池さんが「石綿を触ったことがある」と漏らした。良子さんが「冗談でしょ」と言うと、工場にいた間「石綿で頭が真っ白でちんちく、口の中がざらざらに」なりながら働いていたと話した。

直後の2012年9月、菊池さんは階段で

息苦しさを訴え、10月に中皮腫と診断された。労災認定に向けて動こうとしたが、約50年の潜伏期を経ての発症で、働いていた五稜石綿は既に廃業し、事業主の証明が取れない。困っていたところ「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の古川和子会長(67)が入院先に訪れ「事業主証明なしでも認定された例がある」などと助言した。

菊池さんは励まされ、「早期の治療で回復すれば、あと3年くらいは頑張る」と古川さんたち支援団体のお手伝いができる」と話

していたが、病状が急激に悪化して帰らぬ人となった。労災認定はその半年後だった。良子さんは「夫の無念を思わない日はない」。そんな中、最高裁判決で国の規制権限不行使の責任を認めさせた泉南国賠訴訟を知らされた。良子さんは、夫の遺志や古川さんの助言を考え、訴訟を決意した。「正義感が強かった夫がいたら必ず声を上げていた」。そう思うからだ。

家族の会への相談は、03・5627・6007か06・6943・1528。

【大島秀利】

月号の「それぞれのアスベスト禍 その37」で詳しく紹介した。

菊池さんは北海道北見市出身で、18歳の時集団就職で大阪へ来て、1962年3月から1963年6月まで東大阪市にあった「五稜石綿紡織所」の稲田工場で働いた。五稜石綿では、石綿布などの製造に従事し、石綿の粉じんにはく露した。その後、念願だった大阪府警に入って定年退職まで勤務した。しかし、定年退職後の2012年10月、胸膜中皮腫と診断され、翌2013年5月19日、69歳で亡くなった。東大阪労働基準監督署は2013年11月に労災認定した。

菊池さんは50年前にたった1年あまり働いた石綿工場でのばく露が原因で中皮腫を発症し、良子さんと2人でまだまだ楽しく過ごすはずであった老後の生活を失ってしまった。その上、労災保険による補償は、石綿にはく露した若年時を基準とする低賃金で算定されることとなった。

国の対策の遅れが招いた悲劇であり、命を金銭には代えられないが、補償されて当然であろう。

対象者は1200人!?

実際に、和解要件に当てはまる労働者はどのくらいいるのだろうか。

菊池さんが働いた五稜石綿は当時大阪府下に3工場があり、厚生労働省の公表している情報によると、石綿関連の労災認定件数は15件にのぼっている。うち何人かは該当者と推測される(表1)。

厚生労働省が公表している2013年度までの労災認定事業場情報から「石綿製品製造工場」で、「1971(昭和46)年までに操業を開始し」または「操業開始時期が不明」の事業所数は340ある。340事業場における労災認定件数は、時効救済分を含めて1210件である(表2)。この中には和解要件に含まれるじん肺管理区分管理2か管理3であって合併症がない場合や2010年以前の石綿肺の場合がカウントされていない。

これら人数のほとんどが、国家賠償の要件の対象者である可能性は高い。

国の対応の遅れがもたらした被害は大き

表1 五稜石綿の石綿労災認定件数

五稜石綿	労災		時効救済			
	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	石綿肺	
稲田工場 (東大阪市稲田)	3	3	1		1	8
津田工場 (枚方市津田)	2	1	1			4
交野工場 (寝屋川市寝屋)	2			1		3
合計	7	4	2	1	1	15

表2 石綿製造作業ごとの認定事業場数および労災認定件数

	①	②	③	
	「石綿ばく露作業状況」に左の記載内容を含む認定作業場数	①のうち、昭和46年4月までに操業開始、または、開始時期不明	②のうち、大阪府	③のうち、岸和田署（泉南地域を管轄）
石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品の製造工程における作業	80	77	55	44
石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品の製造工程における作業	162	139	14	3
ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造工程における作業	56	52	10	0
自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業	56	52	12	1
電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品の製造工程における作業	35	30	7	2
石綿織布作業	1	1	0	0
※重複あるので各ばく露作業状況の合計にはならない				
合計	384	340	91	47
労災認定件数（時効救済含む）	1340	1210	205	94

く、広く救済されることを望む。

菊池良子さんの提訴をきっかけに、要件

に当てはまる方は声をあげて行ってほし

い。



『原発事故と被曝労働』に続く、第2弾！
『被ばく労働を考えるネットワーク』の書。

新たな被曝労働＝除染

除染労働の問題は、原発事故後も放置されたこの国の産業と労働に根ざした根本的なものだ。私たち自身がこれからの労働運動や社会運動の方向性やあり方を問い直すことを迫られている。

三書房
009

さんいちブックレット 009

除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

<執筆> なすび、長岡義幸、西野方庸

さんいちブックレット 007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三一書房 <http://31shobo.com/>
1000円＋税

受動喫煙対策の努力義務、6月施行

職場の受動喫煙で 毎年 3600 人が死亡

わが国で、1年間に約 6800 人が死亡しているとされ、そのうち職場にその原因があるのは約 3600 人だという。たいへんな数字だ。何の数字かというのと、受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡者数である。厚生労働省の研究班が 2010 年に「今後のたばこ対策の推進に関する研究」の中で示した推計値だ。昨年の労働災害による死亡者数は、1015 人で、交通事故の死亡者数 4113 人と比べてみても、驚くべき数字といえるだろう。

この受動喫煙を防止するための措置が、はじめて労働安全衛生法の中に位置づけられる。昨年 6 月に成立した労働安全衛生法改正で、新たに加えられた「受動喫煙の防止」の措置に関する条文が、いよいよこの 6 月 1 日より施行されることになる。

もともと 2011 年に国会に提出された労働安全衛生法改正案では、飲食店など一部を除いて全面禁煙か空間分煙を義務付けるものとなっていたが、国会の解散で廃案となり、審議会での再検討を経た今回の改正では、「実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」(第 68 条の 2) とし、国が努めるべき援助のなかに「受動喫

煙の防止のための設備の設置の促進」(第 71 条第 1 項)を含めることにした。

義務から努力義務に後退したとはいえ、労働者の健康の保持増進のなかに明確に受動喫煙対策が位置付けられたことは大きな意味があるといえよう。

受動喫煙対策に技術アドバイス

そもそも喫煙は、WHO の国際がん研究機関 (IARC) の発がん評価でグループ 1 (人間に対して発がん性があり、人間に対する発がん性に関して十分な証拠がある。)に分類されているなど、発がん物質であることが広く理解されていることをはじめ、呼吸器疾患や循環器疾患の原因にもなっていることは明らかで、その対策は内外で広く進められてきたところだ。

WHO では 2003 年にたばこの規制に関する枠組み条約が採択され、日本も健康増進法の制定などの対策を進め、翌 2004 年 6 月に批准している。2003 年に施行された健康増進法は、第 25 条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と公

共施設での喫煙対策を明確に促進したため、飛躍的に対策が進められたことは周知のとおりだ。

法律の施行にともない、厚生労働省は昨年11月に「職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会」を設置、対策をとる事業者に、技術的なアドバイスをまとめることとしている。

この検討会では、①屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)、②喫煙室の設置(空間分煙)、③換気措置の三つに分けてそれぞれに技術的留意事項についてまとめることとしている。

現在議論されている報告書案をみると、たとえば屋外喫煙所の設置場所については、建物出入口や窓から可能な限り離すことや、閉鎖系の場合にあっても排気口からの空気の流れについて、建物に流入することのないような設置の仕方について記述するものとなっている。

さらに喫煙室の設置については、これまでの不確かな設置例を排除して、排気装置の設置の仕方等、相当に具体的な方法を示すものとなっている。たとえば屋外排気装置を設置しないで空気清浄装置だけを設置するような方法は、ガス状成分を除去できないとし、避けることを求めている。また、喫煙室設置の効果については、測定を行うことにより確認し、確実な分煙につなげるよう求めている。

さらに、飲食店や宿泊業など全面禁煙や空間分煙の対策が困難な場合について、喫煙可能区域を設定して適切な換気を行うことなど具体例をあげて説明をしている。

健康増進法以降の対策さらに強化を

受動喫煙対策については、すでに健康増進法による公共施設での対策が進んでおり、その意味では対策の事例については相当程度例示できるということもできる。

たとえば厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長の事務連絡(平成22.7.30)「受動喫煙防止対策について」は、「施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて」として次のように記している。

法第25条の「受動喫煙」には、施設の入出口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の入出口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

この事務連絡によって、一時多かった市役所や病院の入出口付近の喫煙場所が廃止されることとなったわけだ。

G8の国のなかで、職場の受動喫煙対策を講じた最後の国が日本であるということ踏まえ、6月の労働安全衛生法改正を契機に、各職場での対策が速やかに講じられることが期待される。

検証が必要な除染作業の特別加入

特別加入で新たに設けられた「除染作業」の有無欄の意味

労災保険の特別加入の手続きをするときに使う、所定の用紙（たとえば様式第34号の8）を久し振りにみる人がいたら、その様式の変貌ぶりに驚く人がいるだろう。

「特別加入に関する事項の変更」、「特別加入者でなくなった者」、それに「新たに特別加入者になった者」それぞれの届に一枚で対応できるようにして、OCR様式にしているところはよいのだが、特別加入制度を少し知っている人ならなぜだろうと首をかしげる欄がある。それは、「新たに特別加入者になった者」の欄の中ほどにある「業務又は作業の内容」の右側の枠に「除染作業」とあり、「1有」か「3無」かを選ぶようになっているところだ（次頁の図参照）。

3.11の福島第一原発事故により大量の放射性物質が排出され、除染作業にたくさんの人が携わっていることは、連日、マスコミ報道されている。除染作業は国が予算措置をして、建設業者をはじめ様々な業者が請け負い、そこに雇用された労働者が具体的な作業をするということになるが、労働者であれば普通に労災保険の対象になる。ところが、事業主であったり一人親方

であったり、またはボランティアや自己責任によるものといったように様々な形での除染作業従事がある。

それら労働者以外の除染作業について、労災保険の適用はどうかというと、少々複雑な判断が必要となる。

まず、建設業の一人親方として特別加入をしているのなら、2012年に労働者災害補償保険法施行規則が改正されたことにより、「原状回復の事業」を新たに業務に含めたので（労災則第46条の17第2号）、これに「除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。」ものとして、労災保険の適用対象となった。

しかし、それ以外の特別加入者、たとえば自動車運転者の一人親方や中小事業主がいつもの予想される作業（たとえば運転手が汚染物を積み込んで運転するような場合）の範囲で除染作業に関わるなら対象とするが、あらためて作業内容の変更届が必要となる。

それから問題となるのが、通常の業務とは異なる作業として除染作業に関わるのなら（たとえば自動車運転手が汚染物を高圧水で洗い流す作業に従事するような場合）、あらためて建設の一人親方として追加で特別加入をしなければならないこととなる。これは中小事業主の場合でも全く同じだ。

特別加入に関する変更届（様式第34号の8）の「新たに特別加入者になった者」欄

特別加入者になった者 特別加入者になった者 特別加入者になった者 特別加入者になった者	年 月 日	年 月 日	特別加入予定者	業務又は作業の内容	特定業務・給付基礎日額	
	異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名	中小事業主又は 一人親方との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()	業務又は作業の具体的内容	除染 作業 1 有 3 無	従事する 特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円
	生年月日 年 月 日 異動年月日 年 月 日 フリガナ氏名	中小事業主又は 一人親方との関係 (地位又は続柄) 1 本人 3 役員 () 5 家族従事者 ()	業務又は作業の具体的内容	除染 作業 1 有 3 無	従事する 特定業務 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 7 有機溶剤 9 該当なし	業務歴 最初に従事した年月 年 月 従事した期間の合計 年間 ヶ月 希望する給付基礎日額 円
	生年月日 年 月 日	労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	労働者の始業及び終業の時刻(中小事業主等のみ) 時 分 ~ 時 分	希望する給付基礎日額 円	希望する給付基礎日額 円	
変更決定を希望する日(変更届提出の翌日から起算して30日以内)					年 月 日	
以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の全員を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。 *申請の理由(脱退の理由)		*脱退を希望する日(申請日から起算して30日以内)				

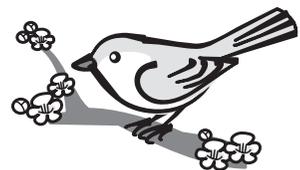
で、この特別加入変更届の様式の「除染作業」欄というのは、そのために新たに設けられたというわけである。

実際に除染作業の特別加入は機能しているか検証が必要

しかしである。この分かりづらい特別加入制度がどの程度除染作業で徹底されているのだろうか。国、環境省が設定する除染の費用には、当然労災保険料を積算するわけだが、特別加入者に必要となる保険料を、どの程度正確に積算し、当事者にその分として理解されて配分されているだろうか。たとえば、普通は他の仕事をしているが、除染作業にも携わらねばならないので、建設業の一人親方として、給付基礎日額1万円別途特別加入するというのなら、年間の労災保険料69,350円を追加で負担しなければならない。もともとの職業で労災保険料を別途払っているから、結局二重に負担しなければならないこととなる。こんな

話を十分に当の作業者自身が理解できているだろうか。

厚生労働省の実際の運用データを持たずに評価することはできないが、除染作業における労災保険特別加入制度の運用は、できるだけ早い時期に検証するべきではないだろうか。そもそも北海道から沖縄まで全ての特別加入者が、除染作業の有無を問われるというのも不合理な制度だと思うのだがどうだろうか。



連載 それぞれのアスベスト禍 その49

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

手さぐりで苦しんでいる患者と家族たち

病気で心身のつらいあなた。

病気の方を支えるあなた。

病気で家族を亡くされたあなた。

お一人でお悩みにならずに、皆で輪を作りませんか？

患者と家族の会のホームページトップには上記の様に書かれているが、いまだに一人で悩み苦しんでいる患者と家族がいることを知った。

Yさん（62歳）は大手電機メーカーのエンジニアとして働いてきた。2013年9月に胸膜中皮腫を発症し、大阪府立成人病センター（以下、成人病センター）で抗がん剤治療を開始した。その後、妻M子さんの勧めで宇部医療センターの岡部先生による胸膜全摘術を受けた。

2014年3月に「労災申請の手続きを会社側が行ってくれているが順調に進まない」という内容の相談電話が、M子さんとの出会いのきっかけだった。その後Yさんは宇部医療センターを退院して、成人病センターに戻ってから抗がん剤治療を開始した。

当初、成人病センターは労災保険指定医

療機関ではなかった。通常は、労災認定されれば（あるいは労災認定が確実だと判断されれば）「療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）」を提出して、それ以後は窓口での支払いは必要ない。しかしYさんの場合は受診のたびに治療費を支払い「療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号）」という書類を準備して、所轄の労働基準監督署に治療費の請求手続きを行っていた。そしてこの様な支払い方法は、Yさんの勤務していた大手電機メーカーの労務担当は熟知していなかった。その為にM子さんからは度々私に問い合わせの電話が入って来たのだ。

電話では相談の内容が把握できないので、Yさんの受診日に成人病センターを訪問してみて、成人病センターが労災保険取扱医療機関ではなかったことを知り、驚いた。その理由は病院のHPで「当センターは、成人病、特にがんと循環器病に特化した医療センターとして研究所とがん予防情報センターを併設し、治療だけでなく予防、研究にも重点を置き、『がんと循環器疾患の征圧』を目標に掲げ成人病の克服に向けて総合的に取り組んでいます。」といわれている様に、労働災害疾患とはあまり関係性が無かったからだろうか。とはいえ、「都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受け

るなど、がん患者の多い大阪府にあって、がん対策の中核的な役割を担っています。」という言葉通りに、石綿肺がんや中皮腫の患者が高度な治療を求めて受診している。

Yさんのことが契機になり、成人病センターに「労災保険取扱医療機関」となって貰うよう要請を行った。成人病センターも協力的だった。そのお陰で2014年12月から取り扱いが始まり、やっとYさんの負担がひとつ減った。

Yさんの仕事は空調設備関係だった。定年退職後も再雇用で勤務していた矢先の発

症だった。手術後は職場復帰が可能だと信じて疑わなかったという。しかし手術後の身体の痛みはなかなか取れなくて、焦りが出てきた。「大変な病気になり、大きな手術をしたのだから、一年か二年はゆっくりと過ごして下さい」という私に、「そうなんですか」と答えた姿は寂しそうだった。その後順調に進んでいると思っていた抗がん剤治療だったが、再発していることが解った。M子さんから「再発しました。今後はどうしよう」と届いたメールには私も戸惑い、すぐ返信できなかった。(つづく)

惨事ストレス ー救援者の“心のケア”

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。
(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会 [編著] 緑風出版
四六版並製 / 216頁 / 2000円
<http://www.yokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。
①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。
「労災職業病なんでも相談専用のフリーダイヤル：0120-631202」は、全国どこからでも無料で、最寄りの地域センターにつながります。
「情報公開推進局ウェブサイト：<http://www.joshrc.org/-open/>」では、ここでしか見られない情報を掲載しているほか、情報公開の取り組みのサポートも行っています。

●購読費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
●お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>

安全
センター
情報

韓国からの ニュース

■サムソン電子で脳腫瘍、被害者4人が労災申請

サムソン電子の半導体・LCD事業部で働いて脳腫瘍に罹った労働者4人が、勤労福祉公団に産業災害を申請した。その内2人は2004年から2008年の間、半導体の生産工程で一緒に働いていたことが確認された。

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)と、脳腫瘍で闘病中のSさん(30)は勤労福祉公団南部支社の前で記者会見を行い、「脳腫瘍を職業病と認定せよ」と要求した。この日に労災を申請した職業病被害者4人のうち3人は、サムソン電子の半導体事業部・温陽(オニャン)と器興(キフン)工場で働いた。残りの1人はLCD事業部・天安(チョナン)工場で働いた。労災を申請したSさんとJさん(34)は、2004年から2008年まで、温陽工場のMVP工程で一緒に働き、脳腫瘍の一種である脳髄膜腫に罹って闘病中だ。MVP工程は半導体工程の最後の段階で、半導体の基板にサムソン電子のロゴを印刷して、外観検査と包装をする工程だ。

パノリムによれば、半導体マーキングの機械がレーザーでロゴを刻む過程で、茶色の粉じんを飛ばす。パノリムはこの粉じんにベンゼン・ホルムアルデヒドなどの有害物質が入っていて、これが脳腫瘍の発病に関係があると主張した。Sさんは「MVP工程で仕事をやる間、クリーンルームに入ることもなかったし、防じんマスクを使えと言う(管理者の)指示もなかった」と主張した。

LCD事業部・天安工場で働いたCさん(死亡当時25才)は、2011年に脳腫瘍の確定診断を受けた後、2013年に死亡した。先月までに、パノリムに届けられた脳腫瘍の被害者は合計22人で、この内7人が死亡している。半導体事業部・器興工場で働いた労働者3人が死亡し、温陽工場では1人が亡くなった。パノリムのイム・チャウンさんは「パノリムに届けられる情報提供の中では、脳腫瘍が白血病に次いで多い」。「勤労福祉公団は、サムソン電子で働いた後に脳腫瘍が発生したこれらを保護しなければならない」と強調した。2015年3月3日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■暴行され自ら命を絶った現場実習生に労災認定

全国建設産業労組によれば、勤労福祉公団のソウル業務上疾病判定委員会は、先月26日に、CJ第一製糖鎮川(チンチョン)工場の寮の屋上から投身自殺したK君(当時18才)の遺族が申請した業務上災害申請を承認した。K君は高校3年だった2013年11月に現場実習生として第一製糖に入社し、2ヶ月目の昨年1月に自ら命を絶った。投身の前日、K君は自身のツイッターに「とても恐い。チャンと会社に行けるだろうか?」というメッセージを残した。

業務上疾病判定委の判定によれば、K君は日常的な暴力に曝されていた。職場の先輩はK君のお尻を蹴飛ばして挨拶をし、事件が発生する4日前の会食の時には、上司が見ている前で同期入社員から暴行を受けた。母親に「会社に行きたくない。会いたくもない」と訴えていた。

業務上疾病判定委は「若くして現場勤務に投入され、受けたストレスと職員間の不和が

耐えられるストレスを越えて、急性憂うつ状態で正常な判断力を喪失して発生した事故で、業務に関連した自殺と判断される」とした。業務上疾病判定委は「勤務に投入されて受けたストレスが、現場実習生として耐えられるストレスを超え」、「実習生という立場の脆弱性によって、精神的な安定を支持できにくい状況で起きた自殺で、業務関連性が高い」と判断した。2015年3月5日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■協力業者職員を理由に労災も差別／サムソン電子も勤労福祉公団も「いい加減」

サムソン電子半導体事業部で設備の維持・保守の業務を遂行した後、稀貴難治性疾患を病んだり死亡した協力業者の労働者が、産業災害の承認を求めた。サムソン電子は1月に作った補償基準によって、協力業者の労働者を補償から除外するとし、勤労福祉公団は協力業者の所属という理由で、業務との関連性を否認している。

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)と、サムソン電子半導体・LCD事業部で働いた元・下請け職業病被害者が、職業病被害労働者証言大会を行った。証言大会でパノリムが発表した資料によれば、半導体事業部で働いた協力業者所属の労働者は、白血病を始め、皮膚T細胞リンパ種・肺癌・腎不全症を病んでいる。

皮膚T細胞リンパ種を病んでいるLさんは、2011年11月から2013年1月まで、半導体事業部・華城(ファソン)工場で働いた。Lさんは化学物質中央供給システムの中にある化学物質タンクの維持・保守業務を担当した。そのシステムは、半導体生産ラインに各種の化学物質を供給する所だ。Lさんは警報が鳴ると、化学物質の筒を該当の供給タ

ンクに連結して掃除をした。供給タンクの周辺に流れ出した化学物質を拭き、連結ホースがタンクの中に入ると、直接手を入れて取り出すこともあった。Lさんは2012年12月、皮膚T細胞リンパ種と診断された。

Lさんは昨年10月に労災の申請をしたが、勤労福祉公団から不承認の判定を受けた。Lさんは「会社が公団に提出した資料を見ると、(業務中)数十種類の化学物質に曝露し、発癌性・生殖毒性がある有害物質を取り扱った」が、「T細胞リンパ種と業務の関連性が分かっているという理由で、不承認とされた」と訴えた。

故Sさんは、2003年から2009年まで、半導体事業部・華城工場と器興工場で働いた。Sさんは協力業者の所属で、器興工場の14ラインとS Iラインの管理業務を担当した。Sさんは生前に残した記録で「有害ガスの排出機能をする局所排気装置は(14ラインと1ラインに)初期には設置されていなかった」。「最近でも、既存のラインで局所排気装置が故障したり、リモートコントロールが故障するケースが一度や二度ではなかった」と主張した。Sさんは骨髄移植手術を受けたが、2012年6月に再発して同年8月に死亡した。

故人の息子のSさんは「昨年10月の業務上疾病判定委員会に(父親の労災承認の問題で)出席した時、(疾判委は)10分間、父親が正確に何の仕事をしていたのかと尋ねた」が、「公団は、父親が管理職であったという理由で業務関連性を認めなかった」と話した。

現在まで、サムソン電子半導体・LCD事業部で働いて職業病に罹った労働者の内、パノリムに情報提供をしてきた労働者は196人。このうち68人が死亡した。勤労福祉公団から労災の承認を受けた被害者は、現在3

人に過ぎない。2015年3月5日 毎日労働
ニュース ク・テウ記者

■重大災害を発生させた事業者に「119」通報の義務化を

事業主が工作中に発生した急病患者を発見した場合、119救助隊に通報することを義務化する法案が発議された。

現行の産業安全保健法は、使用者が労災発生の危険を把握したり、重大災害が発生した場合、直ちに作業を中止させ、労働者を安全な場所に待避させるようにしているが、急病患者の通報規定はない。

国会・環境労働委員会のハン・ジョンエ新政政治民主連合議員は「急病患者が発生した場合、義務的に通報する規定がなく、使用者がこれを悪用している」と分析した。先月の9日と今月10日に、それぞれ1人の死亡者が発生した、釜山の新世界百貨店の拡張工事とポスコの浦項製鉄所の補修工事の現場を例に挙げた。事業主が、事故が発生した時、119救助隊に通報せず、指定病院に先に連絡したり、自社の救助隊に任せただめに、急病患者に対する救助・治療が遅れて死亡したということだ。事業主が労災の事実を縮小・隠蔽しようとしたという疑惑が提起されている状況だ。

ハン議員は改正案で、救助を要する危急状況や急病患者が発生すれば、事業主は119救助隊に通報するようにし、これに違反すれば5千万ウォン以下の過怠料を賦課するようになった。

ハン議員は「一刻を争う事故現場では、119救助隊による迅速な初期対応が必須なのに、労災にされるという理由で事業主がこれを敬遠している」とし、「労災の隠蔽・縮小だけではなく、一層大きな事故に繋がる

危険な行為だ」と話した。2015年3月17日
毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

■労災の危険に、労働者の作業中止権を保障せよ

雇用労働部が、作業中に危険な状況が発生した場合、労働者が事業主に作業の中止を要請できるようにする産業安全保健法改正案を立法予告した中で、民主労総と健康な労働社会など、19の労働・安全・人権団体が共同声明を出し、「労災の危機に直面した労働者に、作業中止権を保障せよ」と要求した。

現行の産業安全保健法(26条)は、「産業災害が発生する緊急な危険」がある場合にだけ作業を中止できるように規定している。これによって、人が怪我をしたり死なないう状況で労働者が作業を中止した場合、当該の労働者が事業主から懲戒されたり、告訴・告発されることが少なくなかった。

労働・安全・人権団体は「現行法は、人が死んだり怪我をするなどの事故が起こったり、そのような危険が発生しなければ、危険を甘受するように強制している。このため『産業災害が発生する緊急な危険』という表現を変えなければならないという社会的要求が続いてきた」とし、「だいたい労働部は最も重要な問題に目を閉じてきた」と批判した。また「労災発生の危険がある状況では、労働者が自ら作業を中止し、待避することが最優先で、労働者が事業主に安全保健措置を要求したり、地方労働官署に通報するのはその次の問題」として「労働者に必要なことは、強化された作業中止要請権ではなく、自らの生命と安全を守る作業中止権」だと強調した。2015年3月18日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者 (翻訳：中村 猛)

前線かゝる

全国安全センター 厚労省交渉を実施

東京



全国労働安全衛生センター連絡会議による厚労省交渉が3月25日、東京の衆議院会館で行われた。毎年要請事項が多く、時間が足りなくなるのが常である。今回も要請事項は情報公開のことから安全衛生、労災補償まで全部で21のテーマにわたった。

情報公開について厚生労働省は、他の省庁と比べて遅れている。労働局、労働基準監督署によっても情報公開レベルが違っており、被災者が余計な手間暇をかけさせられることもある。その是正と専門検討会のインターネット動画配信も要求した。

安全衛生項目では、昨年からパワハラ対策に含まれない

顧客などからの暴力行為への実態調査を要求、以前にパワハラ対策を要求し始めたときと同じく、厚労省はまったく検討する様子がないが実現するまで続けるつもりである。

胆管がん問題では大阪の印刷会社での多発が発覚して3年を経て、これまでに講じた対策の実効性を把握するよう要求したが、担当者が意味をよく理解できず、交渉の場で

改めて趣旨を説明することになった。

労災補償では、アスベスト関連で主治医が解剖で胸膜プラークを確認しているにもかかわらず、石綿確定診断委員会がプラーク無しとして労災不支給とした案件について問いただした。ほか、精神障害、軽度外傷性脳損傷、化学物質過敏症など認定の困難な疾病について取り上げた。

話が後退したのは、労災保険の補償と健康保険給付との調整の話で、健康保険が労災請求中の事案に対して傷病手当金の申請を返戻したり、労災症状固定後の治療費を健康保険扱いしないなど問題が多発している。担当者がこれまでの話し合いの経過を全く把握して折らず、話し合いは鋭い言葉の応酬となった。

交渉は毎回一進一退であるが、粘り強く、成果を上げてきた。今回も少し詰めれば解決しそうな項目もあり、良い成果を勝ち取って労働行政を改善させていきたい。

大阪から過労死防止を！ 過労死防止大阪センター設立

大阪

3月13日、過労死防止大阪センター設立総会が開かれた。

2014年11月から「過労死等防止対策推進法」が施行され、法の成立にいたった運動

を担ってきた「全国過労死を考える家族の会（以下、家族の会）」などの団体が各地域での運動拠点としてのセンターの設立を呼びかけたことから、大阪でも準備が進められてきた。もともと過労死の労災認定運動の先駆けとなったのは大阪であったということもあり、過労死裁判を多数手がけてきた松丸正弁護士や岩城穰弁護士、家族の会の寺西笑子氏、森岡孝二関西大学名誉教授などそうそうたるメンバーを中心に、広く呼びかけられて、「過労死防止大阪センター」は大阪で労働安全衛生、労働問題に取り組む団体のほとんどが幹事として参加する大きなネットワークとなった。

結成総会では、精神科医の粥川裕平医師が「21世紀日本のメンタルヘルスと過労死防止」と題して講演を行った。粥川氏が最初に触れたのは、1979年に過重労働により精神疾患を発症した建設コンサルタント社員が自殺を図った事件が、労組などの支援で84年に労災認定されたことを新聞で知ったときのこと。「精神医学界がひっくりかえる」という感想を持ったという。その後、日本の精神科に通う人数は増え続け、自殺統計は14年連続3万人を記録した後ここ3年は3万人を

切っているが、若者の自殺も多い状況などを話された。特に興味深かったのは復職について粥川医師独自の判断基準を紹介されたことだ。労組と企業間でのメンタルヘルス不調で休職した労働者の職場復職交渉では、様々な困難があり、医学的な基準があれば助けになるのではないだろうか。

講演の後は、リレートークで当センター西野方庸事務局長、長年大阪労働健康安全センターの事務局長をされた北口修造氏、大阪府労働事務所で相談対応をしてきた橋本芳

章氏、そして患者と家族の会の寺西笑子氏が次々と大阪での過労死問題の現状や今後の取り組みの展望や期待を語った。

結成総会には、会場の収容人数を上回る140人が集い、関心の高さがうかがわれた。

大阪で運動団体によるこのような広いネットワークが形成されたのは、近年の運動では初めてのことでないかと思う。今後の連携と互いに知恵を絞った活動を展開することに期待したい。

上司からの暴行で視力低下 外国人実習生受け入れ停止処分

滋賀

事件から1年以上経っているにもかかわらず、彼の名前をインターネットで検索すると、未だに目を背けたくなる写真が挙がってくる。

左目はひどく腫れ上がり、瞼は全く開かない。鼻骨が折れた際に裂けた皮膚からは未だに血がにじみ出ている。この状態で無理に笑おうとしている顔が逆に痛々しい。

外国人技能実習生として来日し、滋賀県にある従業員35名の工業用プラスチック製品製造工場で働いていた彼

に起こった災厄は、夜勤中に発生した製品不良に原因があった。不良発生の翌日には担当係長から注意を受けていたものの、その数日後の朝礼中に工場長から突然暴行を受ける。武術の心得があるというこの工場長は、怒りにまかせて彼に襲いかかったわけではなく、不良発生によって数百万の損害が発生したことを出席者全員に話したのち、「これはお前がやったんだろ？」と被災者の腹部に前蹴りを見舞い、壁に当たって跳ね返つ

てきたところに顔面へ左拳突きを入れ、彼の顔の左半分を粉砕した。

被災者は蹴りを食らった下腹部に激痛を感じたあとのことはよく覚えていない。朝礼中彼の隣に立っていた同期の技能実習生によると、顔面から多量の血を流して悶えている被災者をそのままにし、工場長は何食わぬ顔で朝礼を続けたという。この異様な光景に、「なんだかそのままにしておくのはいけない気がした」同僚は、被災者を引きずって外に放り出した。ついでに携帯電話で写真を撮ってツイッターで拡散させたのもこの同僚だった。

技能実習生を文字通り傷物にされた監理団体は、さすがに会社に抗議をした。しかし基本的に受け入れ企業は重要な顧客であり、強くは言えない。せいぜい被災者を病院に搬送して治療を受けさせる程度であり、しかも「今朝階段で転んで左目を強く打った」と病院に対して説明して事故を隠そうとした。この日の病院のカルテには「左頬部から鼻部、眼窩にかけて腫脹を認めます。左鼻骨骨折、左眼窩下壁及び内側壁に骨折を認めます」とあるが、健康な27歳が階段で転んで負うレベルの怪我ではない。

会社も少しは責任を感じた

のか、休業中の賃金を補償し、治療費を加害者負担にすること、加害者から慰謝料として5万円を支払うことを提示したが、かえって被災者の逆鱗に触れる結果となった。暴行事件による重傷に5万円の示談金はないだろう。

こののち、被災者は総領事館に相談し、そのアドバイスに従って警察に被害届を出し、また労災請求も行った。会社は、賃金全額を補償しているのだから労災請求をしなくてもよいのではないかと抵抗したが、「当社製造現場において実施された朝礼の際、被災者が担当した作業において発生した製品不良について、工場長からその原因について説明を求められたとき、当該工場長に足蹴りおよび顔面を殴打されたことにより負傷したものである」と災害の原因及び発生状況欄に記載されているとおり、作業に関連して暴行を受けたのであるから明らかに業務災害である。しかも軽傷ではなく、眼窩底骨折により左顔面に痛みやしびれなどの神経症状が残ったほか、視神経障害として複視と著しい視力低下が認められる。視神経障害については失明や白内障などのリスクもあり、アフターケアが必要となるだろう。整復手術で顔面に著しい醜状が残らなかったこ

とが不幸中の幸いであった。

この期に及んで監理団体も被災者の権利擁護に回り（とはいえ、少し目を離すとすぐに被災者に不利益になるような行動に出るが）、入国管理局に報告がなされた結果、当該企業は外国人技能実習生の受け入れ停止、加害者に対しては裁判所から刑事罰として罰金刑が下された。

暴行は論外として、本件に関する外国人技能実習制度上の問題も指摘しておく。第一に、技能実習管理の問題である。外国人技能実習生は技能実習計画に基づき実習に従事することになっているが、日々技能実習日誌を付けなくてはならない。それには技能実習指導員が常に外国人技能実習生に付き添っている必要がある。一人で夜勤に就いていた被災者にはこのような指導員からの指導もなく、製品知識もないまま作業を続けていたに違いない。この事実を、事件の調査に入った入国管理局も重く見たと思われる。

第二には割増賃金を加えても時給1000円にも満たない賃金で外国人だけを夜勤に使用していた問題である。本来、「報酬が、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」が外国人がわが国で就労する要件であるが、技能実習生が低賃金労働者である

ということはすでに常識になってしまっている。コスト面から日本人従業員を夜勤に就けることを厭う企業心理は分らないでもないが、技能実習生のみが作業に従事し、そ

の結果多額の損失が出たというのであれば本末転倒であろう。

今回の事件は、数百万程度の不良品排出だけにとどまらず、刑事事件に発展したこ

とで会社への社会的評価に影響を与え、さらに技能実習生の受け入れ停止にまで発展した。安易な低賃金外国人労働者の使用に対する警鐘となるべき事件であった。

◆ 傍聴のお願い ◆

はつりじん肺損害賠償裁判 証人尋問の予定

5月12日(火) 10時～ 原告：浜川邦宏さん

5月21日(木) 10時～ 原告：末吉茂正さん

いずれも 大阪地裁 大法廷 (202号法廷) にて

★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

NPO 法人神奈川労災職業病センターが YouTube に「労災職業病チャンネル」を開設しました。派遣法、職場のいじめ嫌がらせ、過労死、被ばく労働... 専門家による様々な講演などを発信しています。是非ご覧ください!

◆ 働く人の安全と健康を考える労災職業病チャンネル ◆

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24IfO85u3MamCVB7yQ>

第1回 派遣法改正、残業代ゼロ... 雇用規制緩和の背景と問題点

ゲスト 嶋崎 量 (弁護士・神奈川総合法律事務所所属、

日本労働弁護団全国常任幹事、ブラック企業対策プロジェクト事務局長)

第2回 職場のいじめ嫌がらせ・メンタルヘルスの緒問題

ゲスト 千葉 茂 (いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC) 代表)

パワハラにあったとき
どうすればいいかわかる本



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村大 (精神科医) 著

今、職場のいじめ、パワハラが増えています。

2013年度の労働局に寄せられた労働相談の内訳では、「いじめ・いやがらせ」が2年連続トップでした。

本書は、職場のいじめ、パワハラを受けたとき、当事者や相談を受けた職場仲間、経営者、家族たちが、どのように対応していけばいいのかが、すぐに役立つように、マンガを使って、Q&Aでわかりやすく書いた本。

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

3月の新聞記事から

3/2 うつ病で自殺した長崎大病院の男性職員(56)の遺族が労災認定を求めた訴訟で長崎地裁は、遺族補償を不支給とした国の処分を取り消した。男性は2009年3月にミスを叱責された他、時間外労働が100時間を超えてうつ病になり自殺した。

脳内出血で倒れた愛知県豊橋市立中学の元男性教諭が「過労が原因」と公務災害認定を求めた訴訟で、最高裁は公務災害と認めた。2月26日付。元教諭は平成14年スポーツの試合後に倒れて左半身にまひに。1審名古屋地裁・2審名古屋高裁は、陸上部顧問で過重な勤務があったとして請求を認めた。

3/3 2011年に26歳で亡くなった堺市立深井中学校理科教諭の前田大仁さんを、地方公務員災害補償基金が公務災害と認定した。残業時間は61～71時間だったが、「自宅でも相当量の残業をしていた」と判断。赴任2年目、2年生の担任と女子バレー部顧問だった。11年6月出勤前に倒れて死亡。心臓の急激な機能低下だった。

3/4 広島市の放射線影響研究所では、厚生労働省の補助金を受けて福島第一原子力発電所の事故直後に、作業にあたった作業員の被ばくの影響を長期的に調べる健康調査を行う。がれきの撤去作業などにあたったおよそ2万人が対象。

3/6 米国務省は「勇気ある国際的な女性賞」の表彰式を開き、「マタニティー・ハラスメント」の被害者支援に取り組む小酒部さやかさん(37)ら10人を表彰した。日本人女性が選ばれたのは初めて。

3/8 大阪市営地下鉄町線守口駅で駅員をホームから線路に突き落としたとして、大阪府警守口署は公務執行妨害容疑で製造会社社員の男を現行犯逮捕した。男は酒に酔っていた。

3/11 大阪府の中原徹教育長は府教委職員らにパワハラをしたと認定された問題を受け辞職を表明した。

3/12 「ブラックバイト」の改善に向け、都留文科大学(山梨県)の学生が、労働組合「都留文科大学学生ユニオン」を立ち上げた。

3/13 職場でアスベストを吸い肺がんで死亡した男性が、肺の中の石綿本数を満たさず労災不認定とされたのに対し、妻が岡山地裁で国の処分取り消しを求めた訴訟で、胸膜ブランクを新たに画像で確認したとして処分を取り消し認定した。男性は岡山県井原市在住で1974年から約30年建設現場で働いた。

3/18 秋田県仙北市の乳頭温泉郷近くの市企業局が管理する「カラ吹源泉」の施設で、作業していた男

性3人が死亡でした。硫化水素で中毒になった可能性がある。

3/20 東大阪市内にあったアスベスト紡織工場の元従業員の妻が、国の対策不備が原因で中皮腫で死亡したとして、1430万円の国家賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。大阪・泉南地域の石綿被害訴訟で最高裁が昨年10月に国の責任を認定した判決の条件に合致し、提訴後に早期の和解を目指す。

長時間労働で自殺したJR西日本の元社員の遺族が、会社に賠償を求めた裁判で、大阪地方裁判所はJR西日本におよそ1億円の賠償を命じる判決を言い渡した。JR西日本で設備の保安業務を担当した28歳の男性社員で3年前に飛び降り自殺。254時間の時間外勤務を行い労災認定された。

3/22 福島第1原発事故により全町避難を強いられた福島県の自治体に対し、県立医科大などが実施したメンタルヘルス調査で、職員の21%が「うつ病」と判断されていた。調査は昨年10月沿岸部の全職員76人が対象。16人(21.1%)がうつ病と判断された。

3/24 アスベストによる健康被害について大阪・泉南地域の石綿紡織工場の元従業員や遺族ら19人が、計約1億6500万円の国家賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。原告側は国の和解条件に合致するとして早期の和解成立を求めている。

3/25 母校の香川県立高校の男性教諭からいじめつな行為を受け、大学院生だった娘が自殺したとして、高松市の両親が同県と教諭に損害賠償を求めた訴訟の判決が高松地裁であり、裁判長は教諭に750万円の支払いを命じた一方、公務外だったとして県の賠償責任は認めなかった。

経済産業省は東京証券取引所に上場する企業の中から、従業員の健康管理に積極的に取り組んでいる22社を「健康経営銘柄」に選出したと発表。

4年にわたるいじめや暴言によって退職に追い込まれたとして、20代の知的障害の男性がスーパーマーケットチェーンと直属上司に対し、損害賠償金585万円を求めて、東京地裁に提訴した。男性は重度の知的障害がある。

3/30 厚生労働省は妊娠や出産、復職などから1年以内の降格や契約打ち切りなどの不利益な取り扱いとは、原則として男女雇用機会均等法などに違反すると判断すると公表。たとえ「本人の能力が低い」などの理由をつけても、妊娠や出産、復職から1年以内は不利益な取り扱いは違法とされる。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259